

財形住宅貯蓄預金

【平成24年4月1日現在】

1. 商品名(愛称)	●住宅財形貯蓄預金
2. 販売対象	●会社にお勤めの方、公務員、商店で働いている方など、事業主に雇用されている方 ●加入時年齢が55歳未満の方(預入は55歳以降も可能です。)
3. 積立の目的	●マイホームの取得、住宅の増改築・マンションのリフォーム
4. 契約期間	●5年以上
5. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	●事業主による毎月の給料やボーナスからの天引、代行預入を行います。 ●年1回以上定期的に預入を行います。 ●500円以上 ●1円単位
6. 支払開始時期	●マイホームの取得、住宅の増改築・マンションのリフォーム時
7. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	●固定金利 ●預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ◎自動継続後の新利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。 ●満期日以降に一括してお支払いします。 ●付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算で6ヶ月ごとの複利計算とします。
8. 税金	●財形年金預金との元本合計が550万円まで利子は非課税です。ただし、要件外払出しの場合、払出日前5年以内に支払われた利子に20%(国税15%、地方税5%)追徴課税し、払出日以後に支払われる利子に20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。
9. 手数料	●不要です。
10. 中途解約時の取扱い	●マイホームの取得、住宅の増改築・マンションのリフォーム時以外の払出しはできません。 ●やむを得ない場合は解約できます。 ●満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日までの日数により6ヶ月ごとの複利計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
11. 預入限度額(非課税限度額)を超えた場合	●限度額を超えた場合は、超えた日以後に支払われる利子に20%(国税15%、地方税5%)課税します。
12. 金利情報の入手方法	●金利(年利回り)は店頭備え付の金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
14. その他参考となる事項	●証書式のみの取扱いとなります。 ●通帳式の取扱いはありません。《ご注意ください》 ●勤労者1人につき1契約(1店舗)に限ります。 ●満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ●取得するマイホームの要件があります。(詳しくはご確認ください。) ●住宅取得のための払出しの要件があります。(詳しくはご確認ください。) ●預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。